

○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（組合又は連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第二十六条 法第十七条の第十四第二項第一号及び第二号（これらの規定を法第九十六条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に掲げる組合についての法第十七条の第十四第一項第一号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の主務省令で定めるもの及び法第八十七条の三第二項第一号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（連合会にあつては、組合のために行う場合を含む。）。</p> <p>「一〇十五 略」</p> <p>十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業</p> <p>「十七〇二十五 略」</p> <p>「二〇四 略」</p>	<p>（組合又は連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第二十六条 「同上」</p> <p>「一〇十五 同上」</p> <p>十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業</p> <p>「十七〇二十五 同上」</p> <p>「二〇四 同上」</p>

<p>(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等) 第四十八条 「略」 〔2・3 略〕</p> <p>4 法第五十八条の三第四項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス(二次元コード)その他のこれに代わるものを含む。)を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p>	<p>(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等) 第四十八条 「同上」 〔2・3 同上〕</p> <p>4 法第五十八条の三第四項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	